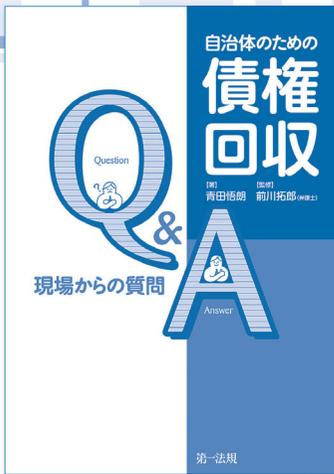


現場での実務経験と自治体での研修講師経験を持つ著者が、  
自治体の現場担当者から寄せられたさまざまな質問を一つひとつ解説

# 自治体のための 債権回収

# Q & A

現場からの質問



【著者】青田 悟朗 / 【監修】前川 拓郎

A5判・232頁・単行本 定価 本体1,905円＋税

非強制徴収公債権や私債権を中心に法令や行政実例、判例等では応えきれない債権の根拠や時効、督促、滞納処分、強制執行、支払い督促、不納欠損のあり方など「それぞれの債権を持つ原課」担当者の座右に必備のQ&A集

今ここに  
待望の発刊!!

## 理由

学校給食の債権は、群馬県のホームページ<sup>(1)</sup>に掲載されているように学校会計等の私会計を一般会計の公会計に移した上で、債権者を自治体の長とすれば支払督促は円滑に進められるでしょう。

支払督促後の和解において、分割納付を認める基準とすべきものは特にありません。

税徴収では、分割納付の契約で1年、最長2年で行うことを基準にしながら事務が進められています。

現実問題としては、支払督促後に5年、6年間の分割でしか納付ができない場合もあります。支払督促を行っても、全く資力がなく納付ができない場合は長期の分割もやむを得ません。

訴訟上であれば、最初の納付交渉は、例えば、40万円の滞納であれば、頭金として20万、10万の単位で納付してもらい、残額を2年間程度で分割の納付契約を結ぶというのが、より望ましい選択です。

それ以上の分割納付になると、5年間というのは長く、せめて2年程度の期間で考える方が債権管理として適切であると考えます。

分割の提案は、できるだけ債務者から出してもらうよう進めてください。なお、国の債権管理においては履行延期の特約等による延長期間は5年以内と定められています（国の債権の管理等に関する法律25）が、自治体施行令には規定がありません。



(1) 群馬県「学校給食運営管理の手引き（平成23年3月改訂版）」  
<http://www.pref.gunma.jp/03/x5000010.html>

支払督促、法的手続

全編にわたり、  
現場の生の「Q」と  
著者渾身の「A」で構成！

負担金を  
た（神戸  
どうかで  
道使用料  
る行政の  
方がより  
ことにな  
『法律で  
定める使用料』（自治法231条の3第3項）等の未納の場合においても、供給規程で定めれば給水停止が可能となる余地が生じてくるが、事業法の一つである現行の水道法がそこまで想定したシステムであると解することは、やはり困難）であるとされています（『地方行政ゼミナール』ぎょうせい、加除式、P1144、1145）。

## 4 | 支払督促の基準

Q 学校給食の支払督促の実施後に異議申立てがあり、和解となった場合の相場はあるのでしょうか。例えば、40万円の滞納があって20万円を納付し、残りの半分を5年間の分割で納付するとした場合は承認してよいのでしょうか。分割納付を認める場合の基準はあるのでしょうか。

A 和解の基準はありませんので債務者の資力の有無から費用対効果で決めるしかありません。債務者の資力状況によりますが、長期の分割納付を認めると、債権管理として不適切ですので、1年から2年までの範囲で納付できるよう債務者から分割計画を提案してもらうようにするとよいでしょう。



第一法規

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560  
<http://www.daiichihoki.co.jp>

Tel. 0120-203-694  
Fax. 0120-302-640

## 公債権・私債権

- 1 公債権と私債権
- 2 公債権と私債権の区分
- 3 農業集落排水処理施設使用料
- 4 卸売市場施設使用料
- 5 墓地維持管理手数料
- 6 延長保育料の時効
- 7 滞納処分と裁判所の強制執行
- 8 公営住宅使用料の性質
- 9 公営住宅の敷金
- 10 下水道関係の債権
- 11 学童保育料の滞納処分
- 12 児童手当返戻金の時効
- 13 公債権の還付
- 14 公立幼稚園保育料と入園料、督促手数料、延滞金

## 督促・催告

- 15 督促及び催告の時効の中断
- 16 私債権の督促の効果
- 17 督促手続、財産調査の権限
- 18 下水道事業受益者負担金の督促
- 19 督促の発付方法
- 20 督促と催告
- 21 督促状の納期限の設定
- 22 公示送達と督促手数料

## 延滞金

- 23 学校授業料の延滞金
- 24 督促手数料、延滞金の滞納処分
- 25 督促手数料及び延滞金の徴収の根拠
- 26 延滞金の起算日
- 27 公営住宅の延滞金徴収及び費用対効果
- 28 延滞金の消滅時効
- 29 延滞金の滞納処分

## 不服申立て

- 30 私債権の不服申立て
- 31 住宅使用料督促状の不服申立て
- 32 下水道事業受益者負担金と下水道事業受益者分担当金の不服申立期間
- 33 保育所保育料の督促状の不服申立期間
- 34 下水道使用料の不服申立ての教示
- 35 下水道使用料の不服申立てに関する議会の諮問

## 支払督促・法的手続

- 36 支払督促の実施時期
- 37 支払督促から訴訟、和解に移行する場合の対応
- 38 支払督促の実施基準
- 39 支払督促の一括申立て

- 40 私債権の効果的な徴収
- 41 支払督促の基準
- 42 裁判所による徴収のメリット・デメリット
- 43 徴収にかかる時間と費用

## 地方税の例・国税滞納処分の例

- 44 「地方税の例」、「国税徴収法の例」
- 45 滞納処分ができる債権の延滞金、還付加算金
- 46 交付要求による時効の中断
- 47 下水道使用料の還付充当
- 48 地方税の例によること(地方税法18条の2)
- 49 滞納処分ができる債権の延滞金の端数処理
- 50 都市再生機構(UR)の財産調査、督促手数料及び延滞金の徴収
- 51 下水道事業受益者負担金の法定納期限
- 52 下水道使用料の調査、公示送達
- 53 水道料金の公示送達

## 時効

- 54 福祉関係の電話利用料の時効
- 55 共益費の考え方
- 56 訴えを提起したときの時効の起算日
- 57 貸付金の償還(月賦方式)の消滅時効の考え方
- 58 時効の援用
- 59 水道料金の時効の援用権者
- 60 納付誓約と時効の進行
- 61 時効の中断
- 62 督促による時効中断の時期

## 権利放棄・不納欠損

- 63 履行延期の特約の様式、条例による権利放棄
- 64 災害援護資金貸付金の権利放棄
- 65 権利放棄した債権の通知
- 66 督促手数料及び延滞金の権利放棄
- 67 不納欠損後の収入
- 68 不納欠損と権利放棄の関係
- 69 私債権の不納欠損処理
- 70 不納欠損と時効の援用
- 71 民事再生と不納欠損
- 72 不納欠損後の納入と還付
- 73 不納欠損後の納付
- 74 時効経過後の請求
- 75 時効経過後の納付と時効の援用

## 財産調査

- 76 財産調査の方法
- 77 私債権の資産調査
- 78 民事訴訟法152条1項の「支払期」の考え方
- 79 滞納処分ができない公債権の財産調査

## 情報の共有化

- 80 同意書の有効期限
- 81 各債権の情報の共有化
- 82 同一係で行う水道料金・下水道使用料の徴収業務
- 83 下水道使用料の情報
- 84 滞納者情報の共有化

## その他

- 85 法的措置の選択
- 86 徴収停止
- 87 指定管理者の債権徴収業務
- 88 公の施設と行政代執行
- 89 他の債権者を知るには
- 90 地方公営企業会計と議会の議決
- 91 放置違反金に対する照会
- 92 私債権の納付の充て先
- 93 保育所保育料の納付義務
- 94 「期限」、「期間」、「期日」
- 95 住宅使用料と破産の関係
- 96 国民健康保険給付金の返還請求権
- 97 保育所保育料の規定の仕方
- 98 限定承認
- 99 議案における守秘義務
- 100 自治法施行令171条の6第1項5号の「第三者に交付を行った場合」
- 101 債権管理に関して住民監査の対象とされた事例
- 102 徴収停止と滞納繰越
- 103 債権管理条例と専決処分
- 104 徴収一元化の範囲
- 105 債務者の破産と連帯保証人への請求
- 106 履行期限の繰上げ
- 107 債権の申出
- 108 国と自治体の債権管理規定の違い
- 109 保育所保育料の徴収の委任
- 110 徴収吏員証
- 111 公営住宅の連帯保証債務、相続人確認のための戸籍請求
- 112 水道料金の権利放棄
- 113 地方税法22条の改正に伴う影響範囲
- 114 介護保険料の不正利得
- 115 徴収停止と時効の関係
- 116 債権の免除
- 117 連帯保証人と時効
- 118 下水道受益者負担金の延滞金等について
- 119 滞納処分規定のない公債権(非強制徴収公債権)と民法174条の2との関係

◆事項索引つき

著者 青田 悟朗(あおた ごろう)

1982年 立命館大学法学部卒業

同年 芦屋市に入庁、固定資産税係配置、諸税、病院総務課、収税係、  
行政担当(法規担当)、行政経営担当課長を経て総務部参事  
(行政経営担当部長)現在に至る

監修者 前川 拓郎(まえかわ たくろう)

北海道大学法学部卒

2003年11月 司法試験合格

2005年10月 日本弁護士連合会、大阪弁護士登録、  
あさひ・三浦法律事務所パートナー弁護士  
裁判員制度実施大阪本部所属、株主の権利弁護士事務所次長を務める。  
複数の自治体の債権管理に関与

お試し読み、お申し込みはコチラ

&lt;クレジットカードでもお支払いいただけます&gt;



第一法規

検索

